## 2021. 12. 17 第381回通常会議 衆議院小選挙区の区割意見書への反対討論 日本共産党栃木県議団 野村せつ子

日本共産党栃木県議団の野村せつ子です。私は、議第15号 衆議院小選挙区について 市町村の区域に基づく区割りを求める意見書について、反対する立場から討論を行います。

意見書は、衆議院小選挙区の現在の区割には、市町村合併が反映されておらず、宇都宮市や下野市、栃木市において、選挙区が2分割または3分割され、地域住民を混乱させていることなどを指摘し、市町村の区域に基づく区割に改めるよう要望しています。

市町村ごとの区割が望ましいのは当然のことだと考えますが、このような区割になったのは現行制度自体に問題があるからです。衆議院小選挙区制の最大の問題点は、国民の民意が正しく議席に反映されないことです。1位の人に投じた票以外は、いわゆる「死票」となり、最大で半分近い票が生かされません。

また、1票の格差の問題があります。県内の5つの小選挙区の有権者数は、最も多い第 1区が約43万人、最も少ない第3区が約24万人で、県内だけの比較でも2倍に迫る格 差があります。合併を反映した現在の市町村ごとの区割にしたとしても、今後の人口の流 動によって、格差が拡大する可能性があります。このような小選挙区制の根本的な矛盾に は、意見書はまったく触れず、黙認するものと言えます。

この間、国会では、2016年に衆議院選挙制度関連法の改正が行われ、定数削減や自動的に定数配分と区割を行う格差是正の仕組みが盛り込まれました。小選挙区間の1票の格差を解消するとして、定数配分に「アダムズ方式」が導入され、22年以降適用されることになっています。また2017年に区割改定が行われ、これまでで最大数の19都道府県97選挙区で改定されました。その結果、区割で分割された市区町は105にのぼりました。人口の流動や区割変更のたびに、市町村の行政単位や地域社会を分断する異常な線引きが続いています。

このような区割変更を行って来たにもかかわらず、今年10月の総選挙では、格差が最高裁が違憲とする目安の2倍を超えました。こうした状況は、小選挙区制が投票権の平等という憲法の原則とは矛盾する制度であることを示すものではないでしょうか。市町村の区域の分断とともに、小選挙区制の下で生じる一票の格差、議席と民意の乖離を踏まえれば、内閣、国会に求めるべきは、小選挙区制それ自体を廃止することです。そうでなければ根本的な解決になりません。日本共産党は、民意を正確に反映する比例代表中心の選挙制度に改革することを提案しています。

小選挙区制度の導入から9回の総選挙が行われましたが、選挙制度の矛盾はいよいよ深刻です。国民の民意を正しく反映するため、死票をなくし、一票の格差をなくし、投票権の平等を保障する制度へと抜本的に改革することが求められています。このことを指摘し、日本共産党栃木県議団の反対討論といたします。